

議案第3号

淡路市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例制定の件

淡路市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることをめざさなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その運営について、淡路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 6 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1か月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供

する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保

護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」

とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

淡路市地域振興基金条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市地域振興基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市地域振興基金条例の一部を改正する条例

淡路市地域振興基金条例（平成24年淡路市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新市まちづくり計画に定める」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

淡路市地域振興基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新市まちづくり計画に定める</u>市民の連帯の強化及び均衡ある地域振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、淡路市地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の連帯の強化及び均衡ある地域振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、淡路市地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

議案第 5 号

淡路市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市行政手続条例の一部を改正する条例

淡路市行政手続条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」の右に「及び第 4 項」を、「同条第 3 項」の右に「及び第 4 項」を、「参加人」と、「」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の右に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第

3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の淡路市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

淡路市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 聴聞の期日及び場所</p> <p>(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。</p> <p>(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 聴聞の期日及び場所</p> <p>(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。</p> <p>(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処</u></p>

淡路市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。</p> <p>3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。</p> <p>4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、当事者及び参加人</p>	<p><u>分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)</u>を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、<u>公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u>この場合においては、<u>当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。</p> <p>3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。</p> <p>4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、当事者及び参加人</p>

淡路市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」</u>と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

議案第6号

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(淡路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市職員の給与に関する条例（平成17年淡路市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条中「住居手当」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当)

第18条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第10条並びに第11条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第17条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額

との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第19条第2項第1号中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」の右に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「最初の月」の右に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「合計額)の」を「合計額)及び前項第1号に定める額の」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

別表第4中「片道60Km以上」を「片道60Km以上 65Km未満」に改め、同表に次のように加える。

片道65km以上 70km未満	42,200
片道70km以上 75km未満	45,700
片道75km以上 80km未満	49,200
片道80km以上 85km未満	52,700
片道85km以上 90km未満	56,200
片道90km以上 95km未満	59,600
片道95km以上 100km未満	63,000
片道100km以上	66,400

(淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年淡路市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地域手当」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当)

第6条の3 給与条例第18条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第27条第2項中「第8項」を「第9項」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(淡路市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 淡路市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年淡路市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「改正後の」及び「(以下「新給与条例」という。)」を削る。

附則第3条第1項、第3項及び第4項中「新給与条例」を「淡路市職員の給与に関する条例」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「淡路市職員の給与に関する条例第18条の2第1項及び」に改め、同条第6項及び第7項中「新給与条例」を「淡路市職員の給与に関する条例」に改める。

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(給与の種類)</p> <p>第5条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第5条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、<u>第2種初任給調整手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第18条 (略)</p> <p><u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p><u>第18条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第10条並びに第11条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第17条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p>

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(通勤手当) 第19条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>第4項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び<u>次項</u>において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他通勤手当を支給される職員との権衡上</p>	<p><u>2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(通勤手当) 第19条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>第5項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び<u>第5項</u>において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他通勤手当を支給される職員との権</p>

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>4</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、当該職員</p>	<p>衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第5項</u>において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>4</u> <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額</u></p> <p><u>5</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、<u>特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項</u>の規定</p>

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																						
<p>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>5</u> 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p><u>7</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</p> <p><u>8</u> （略）</p> <p>別表第4（第19条関係）</p> <p style="text-align: center;">通勤手当定額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">自動車等の通勤距離</th> <th style="width: 50%;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>片道60km以上</td> <td style="text-align: center;">41,500</td> </tr> </tbody> </table>	自動車等の通勤距離	手当額	(略)		片道60km以上	41,500	<p>にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>6</u> 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月</u>）の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p><u>8</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等<u>及び駐車場等</u>に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</p> <p><u>9</u> （略）</p> <p>別表第4（第19条関係）</p> <p style="text-align: center;">通勤手当定額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">自動車等の通勤距離</th> <th style="width: 50%;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>片道60km以上 65km未滿</u></td> <td style="text-align: center;">41,500</td> </tr> <tr> <td><u>片道65km以上 70km未滿</u></td> <td style="text-align: center;">42,200</td> </tr> <tr> <td><u>片道70km以上 75km未滿</u></td> <td style="text-align: center;">45,700</td> </tr> <tr> <td><u>片道75km以上 80km未滿</u></td> <td style="text-align: center;">49,200</td> </tr> <tr> <td><u>片道80km以上 85km未滿</u></td> <td style="text-align: center;">52,700</td> </tr> <tr> <td><u>片道85km以上 90km未滿</u></td> <td style="text-align: center;">56,200</td> </tr> </tbody> </table>	自動車等の通勤距離	手当額	(略)		<u>片道60km以上 65km未滿</u>	41,500	<u>片道65km以上 70km未滿</u>	42,200	<u>片道70km以上 75km未滿</u>	45,700	<u>片道75km以上 80km未滿</u>	49,200	<u>片道80km以上 85km未滿</u>	52,700	<u>片道85km以上 90km未滿</u>	56,200
自動車等の通勤距離	手当額																						
(略)																							
片道60km以上	41,500																						
自動車等の通勤距離	手当額																						
(略)																							
<u>片道60km以上 65km未滿</u>	41,500																						
<u>片道65km以上 70km未滿</u>	42,200																						
<u>片道70km以上 75km未滿</u>	45,700																						
<u>片道75km以上 80km未滿</u>	49,200																						
<u>片道80km以上 85km未滿</u>	52,700																						
<u>片道85km以上 90km未滿</u>	56,200																						

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償  
 に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案	
	<u>未満</u>	
	<u>片道90km以上 95km</u>	<u>59,600</u>
	<u>未満</u>	
	<u>片道95km以上 100km</u>	<u>63,000</u>
	<u>未満</u>	
<u>片道100km以上</u>	<u>66,400</u>	

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 第2条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(会計年度任用職員の給与の種類等)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（技能労務職の会計年度任用職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（技能労務職員を除く。以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第19条第2項から第8項までの規定の例による。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与の種類等)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（技能労務職の会計年度任用職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、<u>第2種初任給調整手当</u>、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（技能労務職員を除く。以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当)</u></p> <p><u>第6条の3 給与条例第18条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第19条第2項から第9項までの規定の例による。</p>

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 附則第3項による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則                      (施行期日)                      第1条 (略)                      (経過措置)                      第2条 <u>改正後の淡路市職員の給与に関する条例</u> (以下「<u>新給与条例</u>」という。) 附則第18項から第24項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。) 附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。                      第3条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>新給与条例</u>第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、<u>新給与条例</u>第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>新給与条例</u>第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に</p>	<p>附 則                      (施行期日)                      第1条 (略)                      (経過措置)                      第2条 淡路市職員の給与に関する条例附則第18項から第24項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。) 附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。                      第3条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>淡路市職員の給与に関する条例</u>第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、<u>淡路市職員の給与に関する条例</u>第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>淡路市職員の給与に関する条例</u>第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短</p>

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 附則第3項による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>掲げる基準給料月額のうち、<u>新給与条例</u>第9条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第29条第3項の規定を適用する。</p> <p>6 <u>新給与条例</u>第32条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 <u>新給与条例</u>第10条、第11条、第16条及び第19条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 （略）</p>	<p>時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、<u>淡路市職員の給与に関する条例</u>第9条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>淡路市職員の給与に関する条例</u>の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>淡路市職員の給与に関する条例</u>第18条の2第1項及び第29条第3項の規定を適用する。</p> <p>6 <u>淡路市職員の給与に関する条例</u>第32条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 <u>淡路市職員の給与に関する条例</u>第10条、第11条、第16条及び第19条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 （略）</p>

議案第7号

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦大

淡路市条例第 号

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

淡路市国民健康保険税条例（平成17年淡路市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「という。）及び」を「という。）、」に改め、「介護納付金という。）」の右に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- （4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の右に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第6条第1号中「第10条」の右に「、第14条の5」を加える。

第14条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第14条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第14条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第14条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第14条の5 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円
- (2) 特定世帯 450円
- (3) 特定継続世帯 675円

第28条第1項中「26万円)並びに」を「26万円)、」に改め、「17万円)」の右に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円
- (イ) 特定世帯 315円
- (ウ) 特定継続世帯 473円

第28条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上

被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

（イ） 特定世帯 225円

（ウ） 特定継続世帯 338円

第28条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

（イ） 特定世帯 90円

（ウ） 特定継続世帯 135円

第28条第2項に次の1号を加える。

（3） 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第28条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額）は」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は」に改め、同項に次の3号を加える。

（7） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第14条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（8） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の3の規定により算定し

た被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項及び第13項中「第11条」の右に「、第14条の2」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の淡路市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるため</u></p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.3を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>の国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者</u>につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.3を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第10条及び同項において同じ。)以外の世帯 22, 100円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第10条、<u>第14条の5</u>及び第28条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第10条、<u>第14条の5</u>及び同項において同じ。)以外の世帯 22, 100円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p> <p><u>第14条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。</u></p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>	<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第14条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。</u></p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第14条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u></p> <p><u>第14条の5 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円</u></p> <p><u>(2) 特定世帯 450円</u></p> <p><u>(3) 特定継続世帯 675円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、<u>26万円</u>)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) <u>並びに同条第5項の子</u></p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ（略）</p>	<p><u>ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額</u>の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ（略） <u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ど</u></p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p>	<p><u>も・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について840円</u></p> <p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円</u></p> <p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円</u></p> <p><u>（イ） 特定世帯 315円</u></p> <p><u>（ウ） 特定継続世帯 473円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について600円</u></p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p>	<p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円</u></p> <p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円</u></p> <p><u>(イ) 特定世帯 225円</u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 338円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について240円</u></p> <p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円</u></p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>く。）1人について20円</u></p> <p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円</u></p> <p><u>(イ) 特定世帯 90円</u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 135円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円</u></p> <p><u>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円</u></p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>及び被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の<u>被保険者均等割額</u>）は、当該所得割額<u>及び被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の<u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>）は、当該所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第14条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項</u></p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の</p>	<p><u>に規定する金額を減額するものとした場合</u> <u>にあつては、その減額後の18歳以上被</u> <u>保険者均等割額)の12分の1の額に、当</u> <u>該出産被保険者の産前産後期間のうち当</u> <u>該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世</u> <u>帯内に18歳に達する日以後の最初の3月</u> <u>31日以前である被保険者(以下「18歳未</u> <u>満被保険者」という。)がある場合における当</u> <u>該納税義務者に対して課する子ども・子育て</u> <u>支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該</u> <u>納税義務者の世帯に属する18歳未満被保</u> <u>険者につき算定した被保険者均等割額(第1</u> <u>項、第2項又は前項に規定する金額を減額す</u> <u>るものとした場合にあつては、その減額後の</u> <u>被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保</u> <u>険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相</u> <u>当する額を減額して得た額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第14条の2</u>及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 2 8 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 4 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 1 1 条及び第 2 8 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 2 8 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4</p>	<p>則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 2 8 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 4 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 1 1 条、<u>第 1 4 条の 2</u>及び第 2 8 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 2 8 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の</p>	<p>に法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第14条の2</u>及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第14条の2</u>及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又</p>	<p>る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第14条の2</u>及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)</p>	<p>は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第14条の2</u>及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第14条の2</u>及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第28条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第28条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条</p>	<p>合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第28条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第14条の2</u>及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第28条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施</p>	<p>( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第14条の2</u>及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施</p>

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。            (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。            (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第14条の2</u>及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

## 議案第8号

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

淡路市消防団員等公務災害補償条例（平成17年淡路市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については、1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の淡路市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた淡路市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）

及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については、1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれか</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10, 000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15, 000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき217円を、それぞ</p>

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																																						
<p>に該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(6) 重度心身障害者</u></p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長、地区団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,500円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、副部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長、地区団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	部長、副部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>	<p>れ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p><u>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(5) 重度心身障害者</u></p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長、地区団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>13,340円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,170円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15,000円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>11,670円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,340円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、副部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>10,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,840円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,670円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長、地区団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>	部長、副部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長、地区団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>																																				
部長、副部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長、地区団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>																																				
部長、副部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>																																				

議案第9号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦大

淡路市条例第 号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

淡路市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年淡路市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、乳幼児等並びに母子家庭、父子家庭及び遺児」を「(重度障害児を含む。以下同じ。)、高齢重度障害者、乳幼児等、こども及び母子家庭等」に改める。

第2条第1号中「いない者」の右に「(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第50条第2号に該当する者を除く。)」を加え、同条第2号から第7号までを次のように改める。

(2) 重度障害者 次のいずれかに該当する者(法第50条第1号又は第2号に該当する者を除く。)をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により、重度知的障害者(児)と判定された者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害の程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 高齢重度障害者 前号ア又はイに該当する者のうち法第50条第1号又

は第2号に該当する者をいう。

(4) 乳幼児等 乳児及び幼児等をいう。

(5) 乳児 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者（重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。）をいう。

(6) 幼児等 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者（重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。）をいう。

(7) こども 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者（重度障害者医療若しくは母子家庭等医療の受給者又は次に掲げる者を除く。）をいう。

ア 婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 自らが法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下これらを「医療保険各法」という。）の規定による被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者にあつては、世帯主に限る。）、組合員又は加入者である者

第2条中第22号及び第23号を削り、第21号を第22号とし、第12号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準じて給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付（以下「医療保険以外の国等の給付」という。）の額

第2条第11号を削り、同条第10号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下単に「法」という。）及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）を「医療保険各法」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) こども保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者をいう。

第2条第24号中「児童」を「監護する児童」に改め、同号を同条第23号とする。

第3条第1項中「乳児保護者又は幼児等保護者」を「高齢重度障害者、乳児保護

者、幼児等保護者、こども保護者」に改め、同項第2号中「重度障害者の福祉医療費」を「重度障害者及び高齢重度障害者の福祉医療費」に、「の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く）」を「又は高齢重度障害者の疾病（これらの者が前条第2号イに該当する者である場合の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る）」に改め、同項第3号中「乳児及び幼児」を「乳幼児等」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4） こどもの福祉医療費　こどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。

第3条第1項第7号中「、第3号、第4号」を削る。

第4条第1項第2号中「重度障害者については、重度障害者」を「重度障害者及び高齢重度障害者（以下この号において「重度障害者等」という。）については、重度障害者等」に、「重度障害者の」を「重度障害者等の」に改め、同項第3号ア中「あるとき」を「あるとき。」に改め、同号イ中「児童」を「監護する児童」に改め、同条第3項を削る。

第6条第1項中「高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等」を「高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども」に改め、「第3条」の右に「の規定」を加える。

第7条中「高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等」を「高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の淡路市福祉医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費の助成に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

- 4 淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年淡路市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

(4) 福祉医療費助成条例による乳幼児等の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「乳幼児等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
(5) 福祉医療費助成条例による母子家庭等の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「母子家庭等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
(6) 高齢重度障害者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「高齢重度障害者医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
(7) こどもの医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「子ども医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの

」

を

「

(4) 福祉医療費助成条例による高齢重度障害者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「高齢重度障害者医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
(5) 福祉医療費助成条例による乳幼児等の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「乳幼児等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
(6) 福祉医療費助成条例によるこどもの医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「子ども医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
(7) 福祉医療費助成条例による母子家庭等の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「母子家庭等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの

」

に改める。

別表第2中

「

(4) 乳幼児等医療費助成事務であって規則で定めるもの	健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
(5) 母子家庭等医療費助成事務であって規則で定めるもの	健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当支給関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
(6) 高齢重度障害者医療費助成事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
(7) こども医療費助成事務であって規則で定めるもの	健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

を  
「

(4) 高齢重度障害者医療費助成事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
(5) 乳幼児等医療費助成事務であって規則で定めるもの	健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
(6) こども医療費助成事務であって規則で定めるもの	健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報

	報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
(7) 母子家庭等 医療費助成事務 であって規則で 定めるもの	健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当支給関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

に改める。

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等並びに母子家庭、父子家庭及び遺児の福祉の増進を図ることを目的として、これらの者に係る医療費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。</p> <p>(2) <u>重度障害者 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により、重度知的障害者(児)と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者<u>(重度障害児を含む。以下同じ。)</u>、<u>高齢重度障害者、乳幼児等、こども及び母子家庭等</u>の福祉の増進を図ることを目的として、これらの者に係る医療費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者<u>(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)</u>第50条第2号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) <u>重度障害者 次のいずれかに該当する者(法第50条第1号又は第2号に該当する者を除く。)</u>をいう。  <u>ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師に</u></p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>める障害の程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「重度精神障害者」という。)をいう。</u></p> <p><u>(3) 乳幼児等 乳児及び幼児等をいう。</u></p> <p><u>(4) 乳児 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者(重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。)をいう。</u></p> <p><u>(5) 幼児等 幼児及び低学年児をいう。</u></p> <p><u>(6) 幼児 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者(重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。)をいう。</u></p> <p><u>(7) 低学年児 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者(重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。)をいう。</u></p>	<p><u>より、重度知的障害者(児)と判定された者</u></p> <p><u>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害の程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u></p> <p><u>(3) 高齢重度障害者 前号ア又はイに該当する者のうち法第50条第1号又は第2号に該当する者をいう。</u></p> <p><u>(4) 乳幼児等 乳児及び幼児等をいう。</u></p> <p><u>(5) 乳児 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者(重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。)をいう。</u></p> <p><u>(6) 幼児等 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者(重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。)をいう。</u></p> <p><u>(7) こども 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者(重度障害者医療若しくは母子家庭等医療の受給者又は次に掲げる者を除く。)をいう。</u></p> <p><u>ア 婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事</u></p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下単に「法」という。)及び法第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給(家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。</p> <p>(11) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準じて給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付(以下「医療保険以外の国等の給付」という。)が行われないときに限る。)をい</p>	<p><u>情にある者</u></p> <p><u>イ 自らが法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法(以下これらを「医療保険各法」という。)の規定による被保険者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者にあつては、世帯主に限る。)、組合員又は加入者である者</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p><u>(10) こども保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者をいう。</u></p> <p><u>(11) 医療保険各法の給付 医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給(家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。</u></p> <p><u>(12) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。</u></p> <p><u>ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準じて給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。)</u></p> <p><u>イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる地方公共団体を除く。)又</u></p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>う。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) <u>母子家庭の児童 母子家庭の母に監護される児童をいう。</u></p> <p>(23) <u>父子家庭の児童 父子家庭の父に監護される児童をいう。</u></p> <p>(24) <u>母子家庭等 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児をいう。</u> (福祉医療費の支給)</p> <p>第3条 市長は、市の区域内に住所を有する高齢期移行者、重度障害者、<u>乳児保護者又は幼児等保護者及び母子家庭等に</u>、次の各号により算定した額を規則で定める手続に従い、福祉医療費として支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>重度障害者の福祉医療費</u> 重度障害者の<u>疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）</u>又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。</p>	<p><u>は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付（以下「医療保険以外の国等の給付」という。）の額</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) <u>母子家庭等 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児をいう。</u> (福祉医療費の支給)</p> <p>第3条 市長は、市の区域内に住所を有する高齢期移行者、重度障害者、<u>高齢重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者及び母子家庭等に</u>、次の各号により算定した額を規則で定める手続に従い、福祉医療費として支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>重度障害者及び高齢重度障害者の福祉医療費</u> 重度障害者又は<u>高齢重度障害者の疾病（これらの者が前条第2号イに該当する者である場合の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支</u></p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ア・イ (略)</p> <p>(3) <u>乳児及び幼児の福祉医療費</u> <u>乳児及び幼児の疾病又は負傷</u>について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。</p> <p>(4) <u>低学年児の福祉医療費</u> <u>低学年児の疾病又は負傷</u>について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第2号、<u>第3号、第4号</u>及び第5号の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しないものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>重度障害者</u>については、<u>重度障害者及びその配偶者</u> (婚姻の届出をしていない</p>	<p><u>援医療費 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。)</u> の支給を受けられる場合に限る。) 又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) <u>乳幼児等の福祉医療費</u> <u>乳幼児等の疾病又は負傷</u>について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。</p> <p>(4) <u>こどもの福祉医療費</u> <u>こどもの疾病又は負傷</u>について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第2号及び第5号の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しないものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>重度障害者及び高齢重度障害者</u> (以下この号において「<u>重度障害者等</u>」という。)</p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>が、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに<u>重度障害者の</u>民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその<u>重度障害者の</u>生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同じ。)の合計額が23万5,000円以上であるとき。</p> <p>(3) 母子家庭等については、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者(養育者がいない場合は当該遺児)の前年の所得が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額を超えるとき(低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額以上であるとき)。</p> <p>イ 母子家庭の母及び父子家庭の父が当該<u>児童</u>の生計を維持できないものである場合は、その者の扶養義務者で主として母子家庭の母及びその<u>児童</u>並びに父子家庭の父及びその<u>児童</u>の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の前年の所得が、アに規定する額以上であるとき。</p>	<p><u>については、重度障害者等及びその配偶者</u>(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに<u>重度障害者等の</u>民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその<u>重度障害者等の</u>生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同じ。)の合計額が23万5,000円以上であるとき。</p> <p>(3) 母子家庭等については、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者(養育者がいない場合は当該遺児)の前年の所得が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額を超えるとき(低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額以上であるとき)。</p> <p>イ 母子家庭の母及び父子家庭の父が当該<u>監護する児童</u>の生計を維持できないものである場合は、その者の扶養義務者で主として母子家庭の母及びその<u>監護する児童</u>並びに父子家庭の父及びその<u>監護する児童</u>の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の前年の所得が、アに規定する額以上であるとき。</p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第2号に規定する所得割の額を算定する場合において、同号に掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者であるときは、所得割の額を零として算定するものとする。</u></p> <p>(支給方法の特例)</p> <p>第6条 <u>老齡期移行者、重度障害者、乳幼児等</u></p>	<p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給方法の特例)</p> <p>第6条 <u>高齡期移行者、重度障害者、高齡重度</u></p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>又は母子家庭等が、規則で定める手続に従い、規則で定める兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合において、市長は、当該医療に関して費用を支払わなければならない者に代わり、その費用を第3条により支給する額の限度において、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第7条 市長は、<u>老齡期移行者、重度障害者、乳幼児等</u>又は母子家庭等が疾病及び負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。</p>	<p><u>障害者、乳幼児等、こども</u>又は母子家庭等が、規則で定める手続に従い、規則で定める兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合において、市長は、当該医療に関して費用を支払わなければならない者に代わり、その費用を第3条の<u>規定</u>により支給する額の限度において、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第7条 市長は、<u>高齡期移行者、重度障害者、高齡重度障害者、乳幼児等、こども</u>又は母子家庭等が疾病及び負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。</p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 附則第4項による改正（淡路市行政手続における特定の個人を識別するための  
 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提  
 供に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	(1) (略)	1 市長	(1) (略)
	(2) (略)		(2) (略)
	(3) 福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「重度障害者医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの		(3) 福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「重度障害者医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
	<u>(4) 福祉医療費助成条例による乳幼児等の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「乳幼児等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</u>		<u>(4) 福祉医療費助成条例による高齢重度障害者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「高齢重度障害者医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</u>
	<u>(5) 福祉医療費助成条例による母子家庭等の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「母子家庭等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</u>		<u>(5) 福祉医療費助成条例による乳幼児等の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「乳幼児等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</u>
	<u>(6) 高齢重度障害者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「高齢重度障害者医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</u>		<u>(6) 福祉医療費助成条例によるこどもの医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「こども医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</u>
	<u>(7) こどもの医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「こども医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</u>		<u>(7) 福祉医療費助成条例による母子家庭等の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「母子家庭等医療費助</u>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 附則第4項による改正（淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

現 行			改 正 案		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	(1) (略)	(略)	1 市長	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)		(2) (略)	(略)
	(3) 重度障害者医療費助成事務であって規則で定めるもの	健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳情報」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳情報」という。）、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報（以下「療育手帳情報」という。）、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報		(3) 重度障害者医療費助成事務であって規則で定めるもの	健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳情報」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳情報」という。）、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報（以下「療育手帳情報」という。）、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 附則第4項による改正（淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
	又は地方税関係情報であって規則で定めるもの		又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
<u>(4) 乳幼児等医療費助成事務であって規則で定めるもの</u>	<u>健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>(4) 高齢重度障害者医療費助成事務であって規則で定めるもの</u>	<u>後期高齢者医療給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>(5) 母子家庭等医療費助成事務であって規則で定めるもの</u>	<u>健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当支給関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>(5) 乳幼児等医療費助成事務であって規則で定めるもの</u>	<u>健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>(6) 高齢重度障害者医療費助成事務であって規則で定めるもの</u>	<u>後期高齢者医療給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地</u>	<u>(6) こども医療費助成事務であって規則で定めるもの</u>	<u>健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国</u>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 附則第4項による改正（淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
	<u>方税関係情報であって規則で定めるもの</u>		<u>人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
(7) <u>こども医療費助成事務であって規則で定めるもの</u>	<u>健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	(7) <u>母子家庭等医療費助成事務であって規則で定めるもの</u>	<u>健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、国民健康保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当支給関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>

議案第10号

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦大

淡路市条例第 号

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 淡路市国民健康保険条例（平成17年淡路市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（被保険者とししない者）

第3条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第2条 淡路市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の2を第4条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。）の日前に受けた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2の規定による医療に係る結核医療付加金の支給については、なお従前の例による。

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表  
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>(規則への委任) 第3条 (略)</p>	<p>(規則への委任) 第3条 (略) <u>(被保険者とししない者)</u> <u>第3条の2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。</u></p>

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表  
第2条による改正

現 行	改 正 案
<p>(被保険者とししない者)</p> <p><u>第3条の2</u> (略)</p> <p>(一部負担金)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(出産一時金)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(葬祭費)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(結核医療付加金)</u></p> <p><u>第7条 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2の規定により、医療を受けたときは、その医療に要する費用については、結核医療付加金として一部負担金相当額を支給する。</u></p>	<p>(被保険者とししない者)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(一部負担金)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(出産一時金)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(葬祭費)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第 11 号

淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年淡路市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 13 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 16 条第 6 号を次のように改める。

(6) 利用定員

第 16 条第 7 号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用」を「その他の利用」に改める。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 20 条第 3 項中「係る利用定員」の右に「(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項又は同法第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第 22 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 26 条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(虐待等の防止)</u></p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u></p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p><u>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u></p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 利用定員</u></p> <p><u>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p>

淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員<u>(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>(設備及び職員の特例)</u></p> <p><u>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条</u></p>

淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及び<u>その職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p><u>第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及び<u>その乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

議案第12号

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例

淡路市火入れに関する条例（平成17年淡路市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「発表された場合又は」を「発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は」を「又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が<u>発表された場合又は火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れの実施中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報が発令された場合は</u>、速やかに火入れを中止し、消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が<u>発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れの実施中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合<u>又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合は</u>、速やかに火入れを中止し、消火しなければならない。</p>

議案第13号

淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例制定の件

淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市  
条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第13条関係）

1 宿泊使用料（1人1泊につき）

部屋別	種別	7人以上利用	3人以上利用	2人利用	1人利用
和室 8畳	大人	円 —	円 8,020	円 8,840	円 9,640
	小人	円 —	円 6,260	円 7,070	円 8,020
和室 18畳	大人	円 6,750	円 8,020	円 8,840	円 9,640
	小人	円 5,140	円 6,260	円 7,070	円 8,020
洋室	大人	円 —	円 —	円 8,840	円 9,640
	小人	円 —	円 —	円 7,070	円 8,020

備考

- 1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、この表に定める使用料に次の割増料金を加算する。
  - (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に宿泊する場合 1人につき790円
  - (2) 1月1日から同月3日まで、7月21日から8月31日まで並びに12

月30日及び同月31日に宿泊する場合 1人につき3,200円

- 2 宿泊のみで利用する場合は、この表に定める使用料に割増料金1人につき790円を加算することができる。
- 3 4歳未満の者が独立して寝具を利用しないときは、当該者の宿泊使用料を無料とする。この場合において、当該者は宿泊利用者の数に算入しない。
- 4 宿泊利用者の利用時間は、原則として午後4時から翌日午前10時までとする。
- 5 宿泊利用者が15人以上の団体利用の場合は、この表に定める使用料及び前項までの規定により算出した額から当該額の1割に相当する額を減算する。
- 6 「大人」とは、中学生以上の者をいう。
- 7 「小人」とは、小学生以下の者をいう。

## 2 会議室使用料

区分	定員	単位	使用料	冷暖房設備使用料
			円	円
会議室	40人	1時間	660	300

### 備考

- 1 使用料算定の基礎となる利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 冷暖房設備を利用するときは、当該利用区分に係る使用料の額に当該利用区分に係る冷暖房設備使用料を加算した額とする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### (準備行為)

- 3 改正後の条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行						改 正 案					
別表（第8条、第13条関係）						別表（第8条、第13条関係）					
1 宿泊使用料（1人1泊につき）						1 宿泊使用料（1人1泊につき）					
部屋別	種別	7人以上利用	3人以上利用	2人利用	1人利用	部屋別	種別	7人以上利用	3人以上利用	2人利用	1人利用
和室		円	円	円	円	和室		円	円	円	円
8畳	大人	—	<u>5,230</u>	<u>5,760</u>	<u>6,280</u>	8畳	大人	—	<u>8,020</u>	<u>8,840</u>	<u>9,640</u>
14畳	小人	—	<u>4,080</u>	<u>4,610</u>	<u>5,230</u>	14畳	小人	—	<u>6,260</u>	<u>7,070</u>	<u>8,020</u>
和室	大人	<u>4,400</u>	<u>5,230</u>	<u>5,760</u>	<u>6,280</u>	和室	大人	<u>6,750</u>	<u>8,020</u>	<u>8,840</u>	<u>9,640</u>
18畳	小人	<u>3,350</u>	<u>4,080</u>	<u>4,610</u>	<u>5,230</u>	18畳	小人	<u>5,140</u>	<u>6,260</u>	<u>7,070</u>	<u>8,020</u>
						洋室	大人	—	—	<u>8,840</u>	<u>9,640</u>
							小人	—	—	<u>7,070</u>	<u>8,020</u>
備考						備考					
1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、 <u>上記使用料</u> に次の割増料金を加算する。						1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、 <u>この表に定める使用料</u> に次の割増料金を加算する。					
(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に宿泊する場合 1人につき <u>520円</u>						(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に宿泊する場合 1人につき <u>790円</u>					
(2) <u>12月30日及び12月31日並びに1月1日から1月3日までに宿泊する場合 1人につき2,090円</u>						(2) <u>1月1日から同月3日まで、7月21日から8月31日まで並びに12月30日及び同月31日に宿泊する場合 1人につき3,200円</u>					
2 宿泊のみで利用する場合は、 <u>上記使用料</u> に割増料金1人につき <u>520円</u> を加算することができる。						2 宿泊のみで利用する場合は、 <u>この表に定める使用料</u> に割増料金1人につき <u>790円</u> を加算することができる。					
3 4歳未満の者が独立して寝具を利用しないときは、当該者の宿泊使用料を無料とする。この場合において、当該者は宿泊利用者の数に算入しない。						3 4歳未満の者が独立して寝具を利用しないときは、当該者の宿泊使用料を無料とする。この場合において、当該者は宿泊利用者の数に算入しない。					
4 宿泊利用者の利用時間は、原則として午後4時から翌日午前10時までとする。						4 宿泊利用者の利用時間は、原則として午後4時から翌日午前10時までとする。					
5 宿泊利用者が15人以上の団体利用の場合						5 宿泊利用者が15人以上の団体利用の場合					

淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行					改 正 案				
<p>合は、<u>上記使用料</u>及び前項までの規定により算出した額から当該額の1割に相当する額を減算する。</p> <p>6 「大人」とは、中学生以上の者をいう。</p> <p>7 「小人」とは、小学生以下の者をいう。</p> <p>2 会議室使用料</p>					<p>合は、<u>この表に定める使用料</u>及び前項までの規定により算出した額から当該額の1割に相当する額を減算する。</p> <p>6 「大人」とは、中学生以上の者をいう。</p> <p>7 「小人」とは、小学生以下の者をいう。</p> <p>2 会議室使用料</p>				
区分	定員	単位	使用料	冷暖房設備使用料	区分	定員	単位	使用料	冷暖房設備使用料
多目的ホール (全面)	150人	1時間	1,320	500	会議室	40人	1時間	660	300
多目的ホール (半面)	50人	//	660	300					
備考					備考				
<p>1 使用料算定の基礎となる利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</p> <p>2 冷暖房設備を利用するときは、当該利用区分に係る使用料の額に当該利用区分に係る冷暖房設備使用料を加算した額とする。</p>					<p>1 使用料算定の基礎となる利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</p> <p>2 冷暖房設備を利用するときは、当該利用区分に係る使用料の額に当該利用区分に係る冷暖房設備使用料を加算した額とする。</p>				

議案第14号

淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表を次のように改める。

2 宿泊施設使用料（1人1泊につき）

部屋別	種別	3人以上利用	2人利用	1人利用
和室		円	円	円
6畳	大人	8,020	8,840	9,640
10畳	小人	6,260	7,070	8,020

備考

- 1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、この表に定める使用料に次の割増料金を加算する。
  - (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に宿泊する場合 1人につき790円
  - (2) 1月1日から同月3日まで、7月21日から8月31日まで並びに12月30日及び同月31日に宿泊する場合 1人につき3,200円
- 2 宿泊のみで利用する場合は、この表に定める使用料に割増料金1人につき790円を加算することができる。
- 3 4歳未満の者が独立して寝具を利用しないときは、当該者の宿泊使用料を無料とする。この場合において、当該者は、利用者の数に算入しない。

- 4 宿泊利用者の利用時間は、原則として午後4時から翌日午前10時までとする。
- 5 宿泊利用者が15人以上の団体利用の場合は、この表に定める使用料及び前項までの規定により算出した額から当該額の1割に相当する額を減算する。
- 6 「大人」とは、中学生以上の者をいう。
- 7 「小人」とは、小学生以下の者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例新旧対照表

現 行					改 正 案				
別表（第11条、第18条関係）					別表（第11条、第18条関係）				
1 温浴施設使用料					1 温浴施設使用料				
(略)					(略)				
備考（略）					備考（略）				
2 宿泊施設使用料（1人1泊につき）					2 宿泊施設使用料（1人1泊につき）				
部屋別	種別	3人以上 利用	2人利用	1人利用	部屋別	種別	3人以上 利用	2人利用	1人利用
和室		円	円	円	和室		円	円	円
6畳	大人	<u>5,230</u>	<u>5,760</u>	<u>6,280</u>	6畳	大人	<u>8,020</u>	<u>8,840</u>	<u>9,640</u>
10畳	小人	<u>4,080</u>	<u>4,610</u>	<u>5,230</u>	10畳	小人	<u>6,260</u>	<u>7,070</u>	<u>8,020</u>
備考					備考				
1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、 <u>上記使用料</u> に次の割増料金を加算する。					1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、 <u>この表に定める使用料</u> に次の割増料金を加算する。				
(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に宿泊する場合 1人につき <u>520円</u>					(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に宿泊する場合 1人につき <u>790円</u>				
(2) 1月1日から同月3日まで並びに12月30日及び同月31日に宿泊する場合 1人につき <u>2,090円</u>					(2) 1月1日から同月3日まで、 <u>7月21日から8月31日まで</u> 並びに12月30日及び同月31日に宿泊する場合 1人につき <u>3,200円</u>				
2 宿泊のみで利用する場合は、 <u>上記使用料</u> に割増料金1人につき <u>520円</u> を加算することができる。					2 宿泊のみで利用する場合は、 <u>この表に定める使用料</u> に割増料金1人につき <u>790円</u> を加算することができる。				
3 4歳未満の者が独立して寝具を利用しないときは、当該者の宿泊使用料を無料とする。この場合において、当該者は、利用者の数に算入しない。					3 4歳未満の者が独立して寝具を利用しないときは、当該者の宿泊使用料を無料とする。この場合において、当該者は、利用者の数に算入しない。				
4 宿泊利用者の利用時間は、原則として午後4時から翌日午前10時までとする。					4 宿泊利用者の利用時間は、原則として午後4時から翌日午前10時までとする。				
5 宿泊利用者が15人以上の団体利用の場合は、 <u>上記使用料</u> 及び前項までの規定により算出した額から当該額の1割に相当する額を減算する。					5 宿泊利用者が15人以上の団体利用の場合は、 <u>この表に定める使用料</u> 及び前項までの規定により算出した額から当該額の1割に相当する額を減算する。				
6 「大人」とは、中学生以上の者をいう。					6 「大人」とは、中学生以上の者をいう。				
7 「小人」とは、小学生以下の者をいう。					7 「小人」とは、小学生以下の者をいう。				

議案第15号

淡路市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定の  
件

淡路市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市空家等の適切な管理に関する条例（令和元年淡路市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

(6) 管理不全法定外空家等 適切な管理が行われなかったことによりそのまま放置すれば特定法定外空家等に該当することとなるおそれがある状態にあると認められる法定外空家等をいう。

第9条の見出し中「又は特定法定外空家等の認定」を「、管理不全空家等の認定等」に改め、同条第1項中「空家等又は法定外空家等が適切に管理されず、第2条第4号に規定する状態にあると認めるときは、当該」を「前条に規定する立入調査により、」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法第9条第1項に規定する調査により、空家等又は法定外空家等をそれぞれ管理不全空家等又は管理不全法定外空家等として認定することができる。

第10条第1項中「特定空家等に対する措置については」を「前条第1項の規定により認定した特定空家等の所有者等に対する措置は」に改め、同条第2項中「特定法定外空家等の所有者等」を「前条第1項の規定により認定した特定法定外空家等の所有者等」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（管理不全空家等又は管理不全法定外空家等に対する措置）

第10条の2 第9条第2項の規定により認定した管理不全空家等の所有者等に対する措置は、法第13条に定めるところによる。

2 市長は、第9条第2項の規定により認定した管理不全法定外空家等の所有者等に対し、特定法定外空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全法定外空家等の状態が改善されず、特定法定外空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の特定法定外空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置について勧告をすることができる。

第11条中「（特定空家等又は特定法定外空家等を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 所有者等</u> 所有者又は管理について権原を有する者をいう。</p> <p><u>(6) 市民等</u> 市内に居住し、若しくは滞在する者(通学し、又は通勤する者等を含む。)又は市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。</p> <p>(特定空家等又は特定法定外空家等の認定)</p> <p>第9条 市長は、<u>空家等又は法定外空家等が適切に管理されず、第2条第4号に規定する状態にあると認めるときは、当該空家等又は法定外空家等をそれぞれ特定空家等又は特定法定外空家等として認定することができる。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>前項</u>の認定をしようとするときは、あらかじめ、淡路市空家等対策協議会条例(平成30年淡路市条例第2号)第1条に規定する淡路市空家等対策協議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 管理不全空家等</u> 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</p> <p><u>(6) 管理不全法定外空家等</u> 適切な管理が行われないことによりそのまま放置すれば<u>特定法定外空家等に該当することとなるおそれがある状態にあると認められる法定外空家等</u>をいう。</p> <p><u>(7) 所有者等</u> 所有者又は管理について権原を有する者をいう。</p> <p><u>(8) 市民等</u> 市内に居住し、若しくは滞在する者(通学し、又は通勤する者等を含む。)又は市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。</p> <p>(特定空家等、<u>管理不全空家等の認定等</u>)</p> <p>第9条 市長は、<u>前条に規定する立入調査により、空家等又は法定外空家等をそれぞれ特定空家等又は特定法定外空家等として認定することができる。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>法第9条第1項に規定する調査により、空家等又は法定外空家等をそれぞれ管理不全空家等又は管理不全法定外空家等として認定することができる。</u></p> <p><u>3</u> 市長は、<u>前2項</u>の認定をしようとするときは、あらかじめ、淡路市空家等対策協議会条例(平成30年淡路市条例第2号)第1条に規定する淡路市空家等対策協議会の意見を聴かなければならない。</p>

淡路市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(特定空家等又は特定法定外空家等に対する措置)</p> <p>第10条 <u>特定空家等に対する措置については、法第22条に定めるところによる。</u></p> <p>2 市長は、<u>特定法定外空家等の所有者等</u>に対し、当該特定法定外空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定法定外空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>3～16 (略)</p> <p>(応急措置)</p>	<p>(特定空家等又は特定法定外空家等に対する措置)</p> <p>第10条 <u>前条第1項の規定により認定した特定空家等の所有者等に対する措置は、法第22条に定めるところによる。</u></p> <p>2 市長は、<u>前条第1項の規定により認定した特定法定外空家等の所有者等</u>に対し、当該特定法定外空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定法定外空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>3～16 (略)</p> <p><u>(管理不全空家等又は管理不全法定外空家等に対する措置)</u></p> <p><u>第10条の2 第9条第2項の規定により認定した管理不全空家等の所有者等に対する措置は、法第13条に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 市長は、第9条第2項の規定により認定した管理不全法定外空家等の所有者等に対し、特定法定外空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全法定外空家等の状態が改善されず、特定法定外空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の特定法定外空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置について勧告することができる。</u></p> <p>(応急措置)</p>

淡路市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第11条 市長は、災害その他特別の事情により、人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがある空家等又は法定外空家等（<u>特定空家等又は特定法定外空家等を含む。</u><u>以下この条において同じ。</u>）について、他に適切な手段がなく、緊急の必要があると認めるときは、当該危害を回避するために必要最小限の応急的な措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第11条 市長は、災害その他特別の事情により、人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがある空家等又は法定外空家等について、他に適切な手段がなく、緊急の必要があると認めるときは、当該危害を回避するために必要最小限の応急的な措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

議案第16号

淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
制定の件

淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生穂新島運動公園の項施設の欄を次のように改める。

多目的ドーム・フットサル場
多目的広場
スポーツパーク

第6条第1項第3号中「多目的広場」の右に「及びスポーツパーク」を加える。  
別表第2号の表に次のように加える。

スポーツパーク	市民	1時間につき 1,000円	—
	市民外	1時間につき 2,000円	

別表第2号に備考として次のように加える。

備考 スポーツパークの占有許可は、一般利用を制限し占有して競技大会の目的に使用する場合に限り許可するものとし、この使用に対しては、使用料を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例第2条

に規定する生穂新島運動公園スポーツパークに係る同条例第8条第1項の利用の許可その他当該スポーツパークの利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 運動公園の名称、施設及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津名臨海運動公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生穂新島運動公園</td> <td>多目的ドーム・フットサル場</td> <td rowspan="2">淡路市生穂新島8番地6</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> </tr> <tr> <td>北淡西スポーツセンター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 運動公園の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生穂新島運動公園 (多目的広場)</p> <p>ア 4月から10月まで 午前9時から午後8時まで</p> <p>イ 11月から翌年の3月まで 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第11条関係)</p> <p>(1) 津名臨海運動公園</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p>	名称	施設	位置	津名臨海運動公園	(略)	(略)	生穂新島運動公園	多目的ドーム・フットサル場	淡路市生穂新島8番地6	多目的広場	北淡西スポーツセンター	(略)	(略)	(略)	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 運動公園の名称、施設及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津名臨海運動公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">生穂新島運動公園</td> <td>多目的ドーム・フットサル場</td> <td rowspan="4">淡路市生穂新島8番地6</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> </tr> <tr> <td>スポーツパーク</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>北淡西スポーツセンター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 運動公園の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生穂新島運動公園 (多目的広場及び<u>スポーツパーク</u>)</p> <p>ア 4月から10月まで 午前9時から午後8時まで</p> <p>イ 11月から翌年の3月まで 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第11条関係)</p> <p>(1) 津名臨海運動公園</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p>	名称	施設	位置	津名臨海運動公園	(略)	(略)	生穂新島運動公園	多目的ドーム・フットサル場	淡路市生穂新島8番地6	多目的広場	スポーツパーク		北淡西スポーツセンター	(略)	(略)	(略)
名称	施設	位置																													
津名臨海運動公園	(略)	(略)																													
生穂新島運動公園	多目的ドーム・フットサル場	淡路市生穂新島8番地6																													
	多目的広場																														
北淡西スポーツセンター	(略)	(略)																													
(略)																															
名称	施設	位置																													
津名臨海運動公園	(略)	(略)																													
生穂新島運動公園	多目的ドーム・フットサル場	淡路市生穂新島8番地6																													
	多目的広場																														
	スポーツパーク																														
北淡西スポーツセンター	(略)	(略)																													
(略)																															

淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
(2) 生穂新島運動公園				(2) 生穂新島運動公園			
施設区分	利用者 区分	使用料	夜間照明設 備使用料	施設区分	利用者 区分	使用料	夜間照明設 備使用料
多目的ド ーム・フ ットサル 場	市民	1時間につ き 1,040円	1時間につ き 100円	多目的ド ーム・フ ットサル 場	市民	1時間につ き 1,040円	1時間につ き 100円
	市民外	1時間につ き 2,090円			市民外	1時間につ き 2,090円	
多目的広 場	市民	1時間につ き 1,500円	—	多目的広 場	市民	1時間につ き 1,500円	—
	市民外	1時間につ き 3,000円			市民外	1時間につ き 3,000円	
スポーツ パーク	市民	1時間につ き 1,000円	—	スポーツ パーク	市民	1時間につ き 1,000円	—
	市民外	1時間につ き 2,000円			市民外	1時間につ き 2,000円	
				備考 <u>スポーツパークの占有許可は、一般利 用を制限し占有して競技大会の目的に 使用する場合に限り許可するものとし、 この使用に対しては、使用料を徴収す る。</u>			
(3) 北淡西スポーツセンター				(3) 北淡西スポーツセンター			
(略)				(略)			